

国出先機関移管に関する調査結果概要

【目次】

➤ 各検討会で調査したもの

1. 近畿農政局	・・・	1
2. 近畿経済産業局	・・・	5
3. 近畿地方整備局	・・・	7
4. 近畿地方環境事務所	・・・	9

➤ 出先事務移管検討会（和歌山県）で調査したもの

5. 近畿総合通信局	・・・	11
6. 大阪法務局	・・・	13
7. 近畿厚生局	・・・	15
8. 和歌山労働局	・・・	17
9. 中央労働委員会事務局近畿事務所	・・・	19
10. 近畿中国森林管理局	・・・	21
11. 瀬戸内海漁業調整事務所	・・・	23
12. 近畿運輸局	・・・	25
13. 大阪航空局	・・・	27
14. 近畿財務局	・・・	29

※調査結果記号の説明

(1) 区分け

①センサー機能：

本省と一体となっている機能、あるいは「センサー」機能、窓口機能

②本省が配分：

出先の仕事の配分（「箇所付け」）を本省が握っているもの

③本省が基準設定：

地域で独立して仕事が行われるが、その基準、方法など規範は本省が統一的に行うべきもの

④地域が独自に実施：

地域で独立して仕事が行われていて、かつ、基準、方法なども地域で独自に決めてよいと思われるもの

(2) 地方との関係

A-1：関西広域連合の現行事務に関係の深い事務

A-2：地方が特に移管を求めてきた事務等

B：国が行うことが適当と考えられる事務

C：その他

近畿農政局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（1室7部9地方事務所等、総職員数1,588人）

①本局 1室7部 職員数470人

②農政事務所等 5農政事務所等 職員数908人（統計・情報センターを含む）

③その他事務所等 8事務所・建設所 職員数210人

※組織図は別紙とおおり。

(2) 総予算

56,765百万円（全部局に係る事務費1,623百万円を含む）

(3) 主な事務・権限

①JAS法に基づく立入検査等

②農家戸別所得補償制度等に関する現金給付

③生産調整方針の認定、出荷業者等の立入検査

④農地転用事務

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食糧の需給及び価格の安定等に関する米穀の買入れ、売渡し等 ・容器リサイクル法に係る広報・啓発 	18
②本省が分配	<ul style="list-style-type: none"> ・農業構造の改善に関する事務の地方自治体に対する助成 	8
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格による格付の適正化に係る立入検査 ・戸別所得補償制度に関する事務 ・信用農業協同組合連合会に対する全国的観点からの検査等 ・主要食糧の需給及び価格の安定等に関する生産調整方針の認定 ・農林水産業共同利用施設の災害復旧事業の査定等（事業査定） ・天災による被害農林漁業者に対する融資の融通に係る事務（融資枠配分の決定） ・農地転用に係る法令解釈、実態調査等（都道府県への法令解釈） 	82
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農業技術の改良及び発達に関する事務 ・土地改良事業等を実施するための調査 	7
計		115

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に係る深い事務		
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の食品としての安全性確保に関する生産過程に係る事務（農薬・肥料の取締、飼料等の適正管理・使用の安全確保に関する検査等） ・信用農業協同組合連合会に対する全国的観点からの検査等 ・農林水産共同利用施設の災害復旧事業の査定等（災害状況の調査） ・農林水産業共同利用施設の災害復旧事業の査定等（災害復旧に係る事業査定） ・国有農地の管理処分に関する府県への交付金の交付手続き ・天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に対する事務（災害に係る情報収集・報告） ・天災による被害農林漁業者に対する融資の融通に係る事務（融資枠配分の決定） ・農地転用に係る法令解釈、実態調査等（都道府県への法令解釈） ・農地転用に係る法令解釈、実態調査等（実態調査） 	113
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する米穀の買入れ、売り渡し ・食糧安定供給特別会計の食糧管理勘定等に関する事務 	2
C その他	—	0
計		115

3 主な課題

(1) 2 (2) 「A-2 地方が従前から移譲を求めていた事務」について

近畿農政局が関西広域連合への「丸ごと移管」の対象となった際には、国と具体的協議を進めるに当たって、さらに次のことを検討する必要がある。

- ① 各事務・権限について地方が執行すべき理由・メリット、執行方法等
- ② 関西広域連合から構成府県への事務移譲

(A-2 の 113 事務をさらに分析すると、府県で処理できる事務・権限が 4 割以上を占めるため（兵庫県独自調べ）

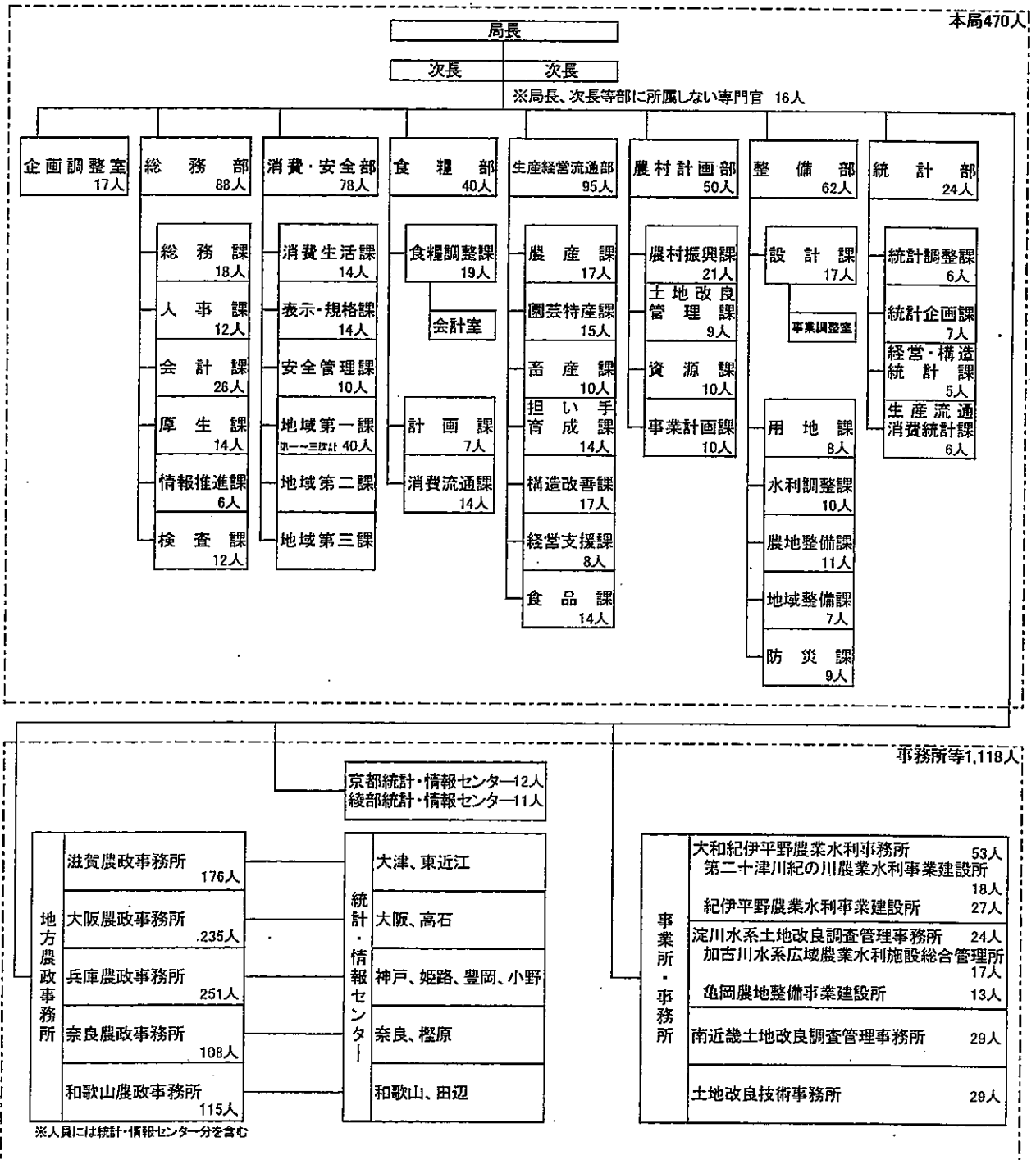
- ③ 廃止又は民営化すべき事務

(2) 2 (2) 「B 国が行うことが適当と考えられる事務」について

国が行うべきとする上記 2 事務は、本省で一括処理されるものである。

なお、この区分に属する事務については、法定受託事務のように地方の事務としての位置付けをせず、国の事務としての位置付けのまま地方が受託することや、本省での一括処理等についても検討する必要がある。

近畿農政局の組織図



(注) 本局人員は平成 23 年 3 月 4 日付和歌山県照会 (H22. 12. 31 現在)、事務所等人員は地方分権改革推進委員会資料 (H21. 6. 17) による。

近畿経済産業局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数）

5部局〔総務企画部、地域経済部、産業部、資源エネルギー環境部、通商部〕

総職員数：298名

(2) 総予算

28,048百万円

（電源地域対策交付金、そのほか各種補助金及び委託費で近畿経済産業局が公募等の事務を行ったものを含む）

(3) 主な事務・権限

- 景気動向等に関する統計調査の実施
- 中小企業の事業高度化、知的財産戦略、経営の向上等に対する支援
- アルコール事業法、製品安全関連4法等に基づく事業者に対する指導監督など

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務（自治体等に対する助成） ・ 新規産業の環境整備に関する事務（同上） 	6
②本省が分配	（補助金等の交付先決定において本省が関与する度合いによっては、上記事務は②に区分）	0
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景気動向等に関する統計調査の実施 ・ アルコール事業法、製品安全関連4法等に基づく事業者に対する指導監督 ・ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 伝統的工芸品産業の振興に関する事務 	25
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務（ネットワーク形成、産業人材育成のためのコーディネータの配置など） ・ 新規産業の環境整備に関する事務（局独自のクラスター計画推進体制を設け、商談会・セミナー等を実施） ・ 中心市街地・商店街の活性化や物流効率化の推進 	9
計		40

②地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務	<ul style="list-style-type: none"> ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務（自治体等に対する助成） ・新規産業の環境整備に関する事務（同上） ・中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 など	9
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・工業標準化法（JIS法）に基づく登録認証機関等への立入検査等の事務 ・アルコール事業法、製品安全関連4法等に基づく事業者に対する指導監督 ・伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・中心市街地・商店街の活性化や物流効率化の推進 など	29
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質等の規制に関する事務 など 	2
C その他		—
計		40

* 事務・権限によっては、「A-1」と「A-2」の両方に該当すると考えられるもの等があるが、その場合は「A-1」でカウントした。

* 全国知事会 国出先機関原則廃止PT中間報告書で「地方移管する事務」と分類されたものは、「A-2」に区分した。また、同報告書で「国に残す事務」、「廃止・民営化」に分類されたものでも、現状のまま広域連合が実施可能なものについても「A-2」に区分している。

3 主な課題等

- 民間事業者や自治体等を対象とした補助金、委託研究などにおいて、交付先（委託先）の公募・決定に係る手続きのなかで、局（本省）の役割分担が不明確である。
- 独立行政法人やNPO法人が事業実施を行っている例があり、局の関与や予算措置の流れが不明確なものがある。
- 事業者に対する指導監督など規制に係る業務は、組織ごと移管を前提とし、また広域連合においても法令に沿って実施するのであるから、何ら支障はないと考えられる。輸出入貿易管理や関税割当等に関する事務も同様である。
- 国が行うことが適当と考えられる事務は、化学物質等の規制に関する業務〔実務は(独)製品評価技術基盤機構が担っており、局の業務は情報提供など〕などに限られる。

近畿地方整備局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数）

本局 8部45課3室 674人
 事務所 32事務所76出張所 1,850人

(2) 総予算

961,997百万円（本局及び事務所、人件費除く）
 一般会計 343,054百万円
 社会資本整備事業特別会計 618,224百万円
 自動車安全特別会計 719百万円

(3) 主な事務・権限

別紙のとおり

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
① センサー機能	全国計画 高規格幹線道路計画	4
② 本省が分配	箇所付け	5
③ 本省が基準設定	許認可（免許系） 道路河川等整備基準	29
④ 地域が独自に実施	許認可（行為許可・占用） 都道府県への関与	17
計		55

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		—
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	道路河川等整備	49
B 国が行うことが適当と考えられる事務	全国計画 高規格幹線道路計画	7
C その他		—
計		56

3 主な課題等

- ・ 国土の骨格を形成する高速道路ネットワークは国の責任で設計、完成すべき
- ・ 大規模災害対応のルール設定
- ・ 関西広域連合への予算配分と関西広域連合内での箇所付け手法

近畿地方整備局の事務・権限

総務部（6課）

◇職員の人事及び福利厚生、公文書類の接受、発送及び審査、情報公開、個人情報の保護、予算、決算及び会計、入札及び契約、国有財産管理、公益法人の監督

企画部（7課）

◇国土計画、地方計画、各公共事業間の調整、広域にわたる河川計画、幹線道路網計画の調整、自然災害等による公共土木施設の応急復旧等、防災業務計画の策定等、直轄事業の技術及び管理の改善、積算基準、土木工事検査、土木技術の向上、公共工事の費用の縮減、土木工事の統計及び報告、直轄建設工事の労働力及び資材の需給動向調査、土木技術者の養成、土木工事用材料試験、施工の方法、建設機械の整備及び運用、電気通信施設の整備計画、施工、監督及び検査、情報システム整備及び管理

建政部（5課）

◇国土計画・地方計画・都市計画、土地収用、建設業等の許可、指導及び監督、宅地建物取引業の免許及び監督、マンション管理業及び不動産鑑定業の登録及び監督、地価の公示等宅地開発事業の指導及び監督、土地区画整理事業の施行、指導、監督及び助成、まちづくり事業、街路事業、古都保存に関する計画・調査・調整及び事業の助成、都市公園事業の指導、監督及び助成、国営公園の整備及び管理、下水道事業の指導、監督及び助成、住宅整備事業の指導、監督及び助成、一級建築士の登録等、指定確認検査機関の指定等

河川部（6課）

◇河川等の行政監督、直轄河川の管理、河川における砂利取扱業者の監督、河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備、地すべり防止施設、海岸に関する直轄事業の計画、設計、施工及び検査、河川整備計画、洪水予報、水防警報
◇公有水面の埋立て及び干拓の免許の許認可、地方公共団体等が行う河川事業等の指導、監督及び助成

道路部（8課）

◇道路の行政監督、直轄国道の管理、道路整備保全計画、共同溝の整備、道路整備等長期計画、直轄国道工事の施工、直轄国道の環境対策及び交通安全対策
◇地域道路の整備の調整、指導及び監督、指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の助成、地方道路公社の設立許可、立入検査等

港湾空港部（6課2室）

◇港湾の整備、航路の整備及び管理、海洋汚染の防除、港湾内の海岸の整備及び管理、飛行場の土木施設の整備及び災害復旧
◇港湾の利用、保全及び管理、港湾内の公有水面埋立及び干拓の認可
◇港湾関係補助事業の指導、監督及び助成

営繕部（4課1室）

◇営繕工事の企画及び立案、営繕工事の設計、積算、設計基準の設定、施工の促進、指導、監督及び検査
◇官庁施設に関する実態調査及び保全の实地指導

用地部（3課）

◇直轄事業の企業者又は施行者として行う土地等の権利の収用又は使用、土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準、公共物管理、土地買収及び寄付
◇土地開発公社の報告徴収又は立入検査、補償コンサルタント登録

環境事務所に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数）

○組織数 5課、6自然保護官事務所 ○職員数 40

総務課、廃棄物・リサイクル対策課、環境対策課、
 国立公園・保全整備課、野生動物課
 （自然保護官事務所）
 大阪、神戸、竹野、吉野、熊野、浦富

(2) 総予算

○897百万円

(3) 主な事務・権限

- 廃棄物処理法、リサイクル法等に基づく報告徴収・立入検査等
- 地球温暖化に関する普及啓発活動
- 国立公園に関する事業実施、保護・利用に関する規制に係る事務
- 希少野生動植物の種の保存に関する事務
- 国指定鳥獣保護区内における保護管理事務

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	件数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量の報告受理等 ・ 京都議定書の推進に関する広報啓発・相談業務 	4
②本省が分配	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園事業の実施 ・ 国指定鳥獣保護区における保全事業 	2
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の輸出入に関する事務 ・ 廃棄物処理法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 国立公園の保護及び利用に係る規制等 ・ 自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・ 希少野生動植物の種の保存に関する事務 	19
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・環境保全活動の推進 ・ 地球温暖化に関する普及啓発活動 ・ ラムサール条約湿地の保全、管理 	6
計		31

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	件数
A-1 関西広域連合の現行事務に係りの深い事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化に関する普及啓発活動 ・ 国指定鳥獣保護区における保全事業 	4
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園事業の実施 ・ 廃棄物処理法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 国立公園の保護及び利用に係る規制等 ・ 自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・ 希少野生動植物の種の保存に関する事務 	27
B 国が行うことが適当と考えられる事務	—	—
C その他	—	—
計		31

3 主な課題等

- 法律に基づく報告徴収・立入検査等の規制等を行う業務の占める割合が高く、専門性を伴う業務もあるものの、丸ごと移管を前提とし、全国的な基準・方法の下で行うものであれば、特段の問題はないと考えられる。
- 廃棄物の輸出入に関する事務など、国境を越えて移動するものに関する事務も、全国一律の基準があり、国の機関（財務省、経産省等）との連携が密にできる体制が整備されれば連合で実施可能と考えられる。

近畿総合通信局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数） 5部16課1室 168人

(2) 総予算 206百万円（H21決算）

※旅費及び庁費のみ計上。事業にかかる経費は総務省本省で計上しているため、上記には含んでいない。

(3) 主な事務・権限

- ・電気通信事業の発達、改善、調整
- ・周波数の割り当て
- ・情報通信技術に係る産学官連携の推進
- ・航空機等の無線局免許等関係事務
- ・放送に係る無線局免許等関係事務
- ・無線設備・電波の監督・管理
- ・日本放送協会、放送大学学園の監督
- ・特定信書便事業の監督
- ・有線放送に係る免許等関係事務

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業の発達、改善、調整 ・日本放送協会、放送大学学園の監督 ・周波数の割り当て 	16 (33.3%)
②本省が分配		
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・放送に係る無線局免許等関係事務 ・有線放送に係る免許等関係事務 ・航空機等の無線局免許等関係事務 ・無線設備・電波の監督・管理 ・特定信書便事業の監督 	21 (43.8%)
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術に係る産学官連携の推進 	11 (22.9%)
計		48

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に係る深い事務		
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業の発達、改善、調整 ・情報通信技術に係る産学官連携の推進 ・有線放送に係る免許等関係事務 ・特定信書便事業の監督 ・無線設備・電波の監督・管理 	33 (68.8%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・放送に係る無線局免許等関係事務 ・日本放送協会、放送大学学園の監督 ・周波数の割り当て ・航空機等の無線局免許等関係事務 	15 (31.3%)
C その他		
計		48

※組織規則における項目数

3 主な課題等

○「①センサー機能」の比率が3割を超え、近畿経済産業局に次いで高くなっている。

大阪法務局に関する調査結果について（概要）

1 現状

- (1) 組織（部局・総職員数） 4部10課 276人
 (2) 総予算 1,663百万円（H21決算）

(3) 主な事務・権限

- ・ 総合法律支援に関する事 ・ 国籍事務
- ・ 国の利害に関係のある訴訟に関する事 ・ 戸籍事務
- ・ 登記事務 ・ 供託事務
- ・ 司法書士及び土地家屋調査士に関する事 ・ 人権擁護に関する事務

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	・ 国の利害に関係のある訴訟に関する事	2 (8.3%)
②本省が分配		
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合法律支援に関する事 ・ 登記事務 ・ 司法書士及び土地家屋調査士に関する事 ・ 国籍事務 ・ 戸籍事務 ・ 供託事務 	14 (58.3%)
④地域が独自に実施	・ 人権擁護に関する事務	8 (33.3%)
計		24

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事務 ・ 国籍事務 ・ 戸籍事務 ・ 供託事務 ・ 総合法律支援に関する事 ・ 司法書士及び土地家屋調査士に関する事 	22 (91.7%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	・ 国の利害に関係のある訴訟に関する事	2 (8.3%)
C その他		
計		24

※組織規則における項目数

3 主な課題等

- 登記等の事務の移管先は市町村が想定される。

近畿厚生局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数） 2部22課 220人

(2) 総予算 一般会計2,541百万円 年金特別会計24百万円（H21決算）

※この他、厚労省本省に一括計上されている予算あり

(3) 主な事務・権限

- ・ 医師・看護師・歯科医師等の国家試験の実施
- ・ 公的介護施設等整備計画の認定
- ・ 健康保険事業等の指導・監督
- ・ 厚生年金基金・確定拠出年金等の監督
- ・ 社会福祉法人等の認可
- ・ 医師の確保に関すること
- ・ 介護サービス事業者の指導監督
- ・ 麻薬取締に関する事務
- ・ 医薬品等の輸入監視

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	・ 医薬品等の輸入監視	12 (8.5%)
②本省が分配		
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・看護師・歯科医師等の国家試験の実施 ・ 健康保険事業等の指導・監督 ・ 社会福祉法人等の認可 ・ 介護サービス事業者の指導監督 ・ 公的介護施設等整備計画の認定 ・ 厚生年金基金・確定拠出年金等の監督 ・ 麻薬取締に関する事務 	123 (87.2%)
④地域が独自に実施	・ 医師の確保に関すること	6 (4.3%)
計		141

②地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険事業等の指導・監督 ・ 社会福祉法人等の認可 ・ 介護サービス事業者の指導監督 ・ 公的介護施設等整備計画の認定 ・ 厚生年金基金・確定拠出年金等の監督 ・ 麻薬取締に関する事務 ・ 医師・看護師・歯科医師等の国家試験の実施 ・ 医師の確保に関すること 	128 (90.8%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	・ 医薬品等の輸入監視	13 (9.2%)
C その他		
計		141

※組織規則における項目数

3 主な課題等

- 「③地域で独立して仕事が行われるが、その基準、方法など規範は本省が統一的に行うべきもの」の比率が9割近く、地域独自の取り組みの余地が少ない。

労働局（和歌山労働局）に関する調査結果について（概要）

1 現状

- (1) 組織（部局・総職員数） 3部6課3室 81名
 (2) 総予算 一般会計975百万円 労働保険特別会計8,602百万円
 （H21決算、労働基準監督局、公共職業安定所を含んだ額）

※この他、厚労省本省に一括計上されている予算あり

(3) 主な事務・権限

- ・男女雇用機会均等に関する事
- ・労働基準監督に関する事
- ・労働関係紛争の解決の促進に関する事
- ・職業紹介及び職業指導に関する事
- ・労働保険の額の決定に関する事

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	・労働局の事務に関する総合的な政策の企画立案	1 (1.5%)
②本省が分配		
③本省が基準設定	・労働保険の額の決定に関する事 ・労働基準監督に関する事 ・職業紹介及び職業指導に関する事	36 (55.4%)
④地域が独自に実施	・労働局所属の行政財産の管理 ・男女雇用機会均等に関する事 ・労働関係紛争の解決の促進に関する事	28 (43.1%)
計		65

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に 関係の深い事務		
A-2 地方が特に移管を求め てきた事務等	・男女雇用機会均等に関する事 ・労働関係紛争の解決の促進に関する事 ・労働保険の額の決定に関する事 ・労働基準監督に関する事 ・職業紹介及び職業指導に関する事	64 (98.5%)
B 国が行うことが適当と 考えられる事務	・労働局の事務に関する総合的な政策の企画立案	1 (1.5%)
C その他		
計		65

※組織規則における項目数

3 主な課題等

都道府県単位の事務所であり、労働基準監督署、公共職業安定所とあわせて、都道府県で移譲を検討すべきもの

中央労働委員会事務局近畿事務所に関する調査結果について（概要）

1 現状

- (1) 組織（部局・総職員数） 5名
 (2) 総予算 4百万円（H21決算）
 (3) 主な事務・権限
- ・ 不当労働行為の審査に関する事
 - ・ 労働争議のあっせん及び調停に関する事

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能		
②本省が分配		
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当労働行為の審査に関する事 ・ 労働争議のあっせん及び調停に関する事 	3 (100%)
④地域が独自に実施		
計		3

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に 関係の深い事務		
A-2 地方が特に移管を求め てきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当労働行為の審査に関する事 ・ 労働争議のあっせん及び調停に関する事 	3 (100%)
B 国が行うことが適当と 考えられる事務		
C その他		
計		3

※組織規則における項目数

3 主な課題等

近畿中国森林管理局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数） 3部9課1室 134人

(2) 総予算 6,708百万円（H22予算）

※管内森林管理署が執行するものを含む

(3) 主な事務・権限

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業における技術開発 ・ 国有林野の経営計画作成 ・ 森林及び林業に関する知識の普及 ・ 国有林野の活用 ・ 国有林野の管理及び処分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の造林、林道の開設、改良等 ・ 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防 ・ 森林治水事業の実施 ・ 林野の保全に係る地すべり防止 |
|--|---|

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能		—
②本省が分配		—
③本省が基準設定		—
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の経営計画作成 ・ 国有林野事業における技術開発 ・ 森林及び林業に関する知識の普及 ・ 国有林野の活用 ・ 国有林野の管理及び処分 ・ 国有林野の造林、林道の開設、改良等 ・ 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防 ・ 森林治水事業の実施 ・ 林野の保全に係る地すべり防止 	24 (100.0%)
計		24

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		—
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の経営計画作成 ・ 森林及び林業に関する知識の普及 ・ 民有林野の造林及び森林の経営指導 ・ 国有林野の活用 ・ 国有林野の管理及び処分 ・ 国有林野の造林、林道の開設、改良等 ・ 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防 ・ 森林治水事業の実施 ・ 林野の保全に係る地すべり防止 	22 (91.7%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業における技術開発 	2 (8.3%)
C その他		
計		24

※組織規則における項目数

3 主な課題等

○国有林の抱える巨額の負債に対する取扱いについて検討が必要。

瀬戸内海漁業調整事務所に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数） 4課 23人

(2) 総予算 73百万円（H22予算）

(3) 主な事務・権限

- ・ 外国漁船の寄港の許可
- ・ 海洋生物資源の保存及び管理
- ・ 漁業の取締り
- ・ 水産資源の保護
- ・ 漁業の許可
- ・ 漁場の保全の指導

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能		—
②本省が分配		—
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業の取締り ・ 漁業の許可 ・ 外国漁船の寄港の許可 	6 (42.9%)
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の管理 ・ 海洋生物資源の保存及び管理 ・ 水産資源の保護 ・ 漁場の保全の指導 	8 (57.1%)
計		14

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		—
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業の取締り ・ 漁業の許可 ・ 海洋生物資源の保存及び管理 ・ 水産資源の保護 ・ 漁場の保全の指導 	13 (92.9%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国漁船の寄港の許可 	1 (7.1%)
C その他		
計		14

※組織規則における項目数

3 主な課題等

近畿運輸局に関する調査結果について（概要）

1 現状

(1) 組織（部局・総職員数） 8部27課 261人

(2) 総予算

985百万円（H21決算）※本局及び支局等を含む

(3) 主な事務・権限

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の整備に関する企画、立案 ・国際機関等との連絡調整 ・交通事情に関する調査実施、情報分析 ・鉄道等の整備及び環境対策等 ・道路運送車両の安全確保等 | <ul style="list-style-type: none"> ・水上運送及び水上運送事業の発達、改善等 ・都市交通等の基本計画及び地域における交通調整 ・観光地及び観光施設の改善その他観光振興 ・貨物流通に関する基本的な計画及び交通調整 ・自動車道及び自動車道事業の発達、改善等 |
|--|--|

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の整備に関する企画、立案 ・国際機関等との連絡調整 ・交通事情に関する調査実施、情報分析 	21 (17.4%)
②本省が分配		—
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道等の整備及び環境対策等 ・道路運送車両の安全確保等 ・水上運送及び水上運送事業の発達、改善等 	73 (60.3%)
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・都市交通等の基本計画及び地域における交通調整 ・観光地及び観光施設の改善その他観光振興 ・貨物流通に関する基本的な計画及び交通調整 ・自動車道及び自動車道事業の発達、改善等 	27 (22.3%)
計		121

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に係りの深い事務	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地及び観光施設の改善その他観光振興 	4 (3.3%)
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市交通等の基本計画及び地域における交通調整 ・貨物流通に関する基本的な計画及び交通調整 ・鉄道等の整備及び環境対策等 ・自動車道及び自動車道事業の発達、改善等 ・道路運送車両の安全確保等 ・水上運送及び水上運送事業の発達、改善等 	96 (79.3%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の整備に関する企画、立案 ・交通事情に関する調査実施、情報分析 ・国際機関等との連絡調整 	21 (17.4%)
C その他		—
計		121

※組織規則における項目数

3 主な課題等

○大規模な鉄道事故等発生の場合の対応をどうするか。

大阪航空局に関する調査結果について（概要）

1 現状

- (1) 組織（部局・総職員数） 3部19課 263人
 (2) 総予算 55,716百万円（H21決算） ※出先機関分含む

(3) 主な事務・権限

- ・ 空港等内の秩序の維持、危機管理
- ・ 空港等の整備計画についての企画立案
- ・ 地域的な航空に関する重要な施策に関する事務の調整
- ・ 空港等の設置及び管理
- ・ 航空機の運航の監督
- ・ 空港等の航空保安業務
- ・ 航空保安無線施設管理、通信施設等管理
- ・ 航空機の航行により生ずる騒音等障害対策
- ・ 国有財産の管理及び処分、物品の管理

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港等の整備計画についての企画立案 ・ 地域的な航空に関する重要な施策に関する事務の調整 ・ 空港等の設置及び管理 	15 (24.6%)
②本省が分配		—
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機の運航の監督 ・ 空港等の航空保安業務 	35 (57.4%)
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港等内の秩序の維持、危機管理 ・ 航空機の航行により生ずる騒音等障害対策 ・ 国有財産の管理及び処分、物品の管理 ・ 航空保安無線施設管理、通信施設等管 	11 (18.0%)
計		61

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		—
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港等の航空保安業務 ・ 航空保安無線施設管理、通信施設等管理 	6 (9.8%)
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港等内の秩序の維持、危機管理 ・ 空港等の整備計画についての企画立案 ・ 地域的な航空に関する重要な施策に関する事務の調整 ・ 空港等の設置及び管理 ・ 航空機の航行により生ずる騒音等障害対策 ・ 航空機の運航の監督 	28 (45.9%)
C その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産の管理及び処分、物品の管理 	27 (44.3%)
計		61

※組織規則における項目数

3 主な課題等

近畿財務局に関する調査結果について（概要）

1 現状

- (1) 組織（部局・総職員数） 3部22課1室 483人
 (2) 総予算 5,315百万円（H21決算）
 (3) 主な事務・権限

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方経済に関する調査 ・ 国の予算、決算及び会計に関する事務 ・ 貨幣・紙幣の発行、回収及び取締り ・ 金融機関の金利の調整 ・ 国有財産に係る訴訟及び非訟事件 ・ 国の予算の繰越承認、債務負担承認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融検査の実施、金融機関等に対する監督 ・ 金融商品取引法に規定する審査、検査、調査 ・ 財政融資資金の運用 ・ 国有財産の管理及び処分 ・ 国家公務員宿舎に関する管理等 |
|--|---|

2 調査結果

(1) 区分け

	主な事務・権限	項目数
①センサー機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方経済に関する調査 ・ 国の予算、決算及び会計に関する事務 ・ 貨幣・紙幣の発行、回収及び取締り ・ 金融機関の金利の調整 ・ 国有財産に係る訴訟及び非訟事件 	17 (21.8%)
②本省が分配		—
③本省が基準設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の予算の繰越承認、債務負担承認 ・ 金融検査の実施、金融機関等に対する監督 ・ 金融商品取引法に規定する審査、検査、調査 ・ 財政融資資金の運用 	33 (42.3%)
④地域が独自に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産の管理及び処分 ・ 国家公務員宿舎に関する管理等 	28 (35.9%)
計		78

(2) 地方との関係

	主な事務・権限	項目数
A-1 関西広域連合の現行事務に関係の深い事務		—
A-2 地方が特に移管を求めてきた事務等		—
B 国が行うことが適当と考えられる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方経済に関する調査 ・ 国の予算、決算及び会計に関する事務 ・ 国の予算の繰越承認、債務負担承認 ・ 貨幣・紙幣の発行、回収及び取締り ・ 金融機関の金利の調整 ・ 金融検査の実施、金融機関等に対する監督 ・ 金融商品取引法に規定する審査、検査、調査 ・ 財政融資資金の運用 	50 (64.1%)
C その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産の管理及び処分 ・ 国家公務員宿舎に関する管理等 	28 (35.9%)
計		78

※組織規則における項目数

3 主な課題等

- 「④」の割合が3割を超えているものの、「国有財産管理」に関する業務がほとんどである。
- 全国知事会が検討対象とした「8府省15系統」に含まれていない。

